

平成29年度答申第27号  
平成29年12月5日

諮問番号 平成29年度諮問第24号（平成29年9月12日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 労働保険料の認定決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）12条3項の適用を受ける事業の事業主である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）による平成27年度労働保険確定保険料の申告に対し、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が徴収法19条4項に基づく平成27年度労働保険確定保険料の決定を行ったところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 徴収法10条は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため、一般保険料を含む保険料（同条2項各号に規定する保険料。以下「労働保険料」という。）を徴収する旨規定しており、徴収法11条1項は、一般保険料の額は、賃金総額に「一般保険料に係る保険料率」を乗じて得た額

となる旨規定している。また、徴収法12条1項1号及び2号は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る保険関係が成立している事業については、「一般保険料に係る保険料率」は、労災保険率となるか、又はこれに雇用保険率を加えた率となる旨規定している。

一方、徴収法12条3項は、労災保険率に関し、連続する3保険年度中の各保険年度において、同項各号（100人以上の労働者を使用する事業等）のいずれかに該当する事業であって、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度の3月31日（以下「基準日」という。）において、労災保険に係る保険関係成立後3年以上経過したもの（以下「適用対象事業」という。）については、当該適用対象事業の災害の多寡に応じて労災保険率を引き上げ、又は引き下げることとしている。

すなわち、適用対象事業にあつては、労災保険法の規定による保険給付の額（①）と労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）の規定による特別支給金の額とを加えた金額（いずれも業務災害に係る額のみ）（②）を一般保険料の額（労災保険率に応ずる部分の額）（③）に調整率を乗じた金額で除したものを収支率とした上で、連続する3保険年度の合計の収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下である場合には、基準労災保険率から非業務災害率を減じた率を100分の40の範囲内において定める率（以下「メリット増減率」という。）だけ引き上げ、又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率（以下、これらの規定により事業主ごとに個別に基準労災保険率を改定して定められる労災保険率を「改定労災保険率」という。）を、基準日の属する保険年度の次々年度から適用することができるものとされている（徴収法12条3項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）18条の2。以下、これらの仕組みを「メリット制」という。）。

- (2) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）59条1項は、厚生労働大臣は、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する旨規定し、石綿救済法59条2項は、特別遺族給付金として、特別遺族年金等を規定している。

また、石綿救済法69条1項は、特別遺族給付金の支給に要する費用については、徴収法10条1項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充てるため労働保険料（徴収法10条2項4号に掲げる印紙保険料を除く。）を徴収する旨規定している。そして、石綿救済法69条2項は、上記（1）の収支率の算定において、算定の基礎となる給付の合計額に上記（1）の①及び②に加えて特別遺族給付金を含める旨規定し、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号。以下「石綿救済規則」という。）5条は、算定する特別遺族年金の額は1200万円とする旨規定している。

- (3) 事業主は、保険年度ごとに、所定の労働保険料（当該保険年度の賃金総額の確定額を基礎とするもの。以下「確定保険料」という。）の額等の所定の事項を記載した申告書を、その次の保険年度の6月1日から40日以内に提出しなければならず（徴収法19条1項）、徴収法19条4項は、政府は、同申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する旨規定している。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) Pは、昭和44年1月から平成元年2月まで審査請求人の事業場で就労していた者であるが、中皮腫に罹患し、平成8年10月13日、死亡した。遺族であるQは、平成24年4月13日、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、石綿救済法に基づく特別遺族年金支給請求をした。

（石綿健康被害救済法特別遺族年金支給請求書、相談受付票）

- (2) 本件労基署長は、平成24年6月29日、Qに対し、Pの被災に係る事業場を審査請求人の事業場と認定した上、特別遺族年金の支給決定（以下「本件支給決定」という。）をした。

（年金・一時金支給決定／一時金支払決議書）

- (3) 処分庁は、平成27年5月31日、審査請求人に対し、平成27年度の改定労災保険率を1000分の4.08（メリット増減率をプラス20パーセントとして算定するもの）とする労災保険率決定通知書を送付した。なお、上記メリット増減率は、平成24年度中に本件支給決定がされたことを踏まえ、石綿救済規則5条の規定に基づき、平成24年度中に支払われた保険給付及び特別支給金の額に特別遺族給付金1200万円を加えた額

を基礎として算定したものであった。

(労災保険率決定通知書、弁明書)

- (4) 審査請求人は、平成28年7月5日、処分庁に対し、平成27年度の確定保険料につき、改定労災保険率を1000分の4.08とした上で、5819万8126円とする申告書を提出した。

(平成28年7月5日提出 労働保険概算・増加概算・確定保険料、石綿健康被害救済法一般拠出金申告書)

- (5) 審査請求人は、平成28年8月29日、処分庁に対し、同年7月5日に提出した申告書は誤って申告したものであり、改定労災保険率1000分の4.08は、正しくは1000分の2.34であるとして改定労災保険率を訂正し、再度申告書を提出した。

(認定決定処分の求め)

(平成28年8月29日再提出 労働保険概算・増加概算・確定保険料、石綿健康被害救済法一般拠出金申告書)

- (6) 処分庁は、平成28年10月28日、審査請求人が同年8月29日に行った申告に対し、平成27年度の確定保険料を5819万8126円とする徴収法19条4項に基づく平成27年度労働保険確定保険料の決定(以下「本件認定決定」という。)を行った。

(労働保険料、一般拠出金の認定決定について)

- (7) 審査請求人は、平成28年12月19日付けで、審査庁に対し、本件認定決定を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、平成29年9月12日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件支給決定において、審査請求人の事業場を最終石綿ばく露事業場であると認定したのは誤りである。
- (2) 審査請求人の事業場が石綿ばく露事業場であるとの認定が不当であるから、これを前提とする本件認定決定も不当である。

#### 第2 審査庁の諮問に係る判断

石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定は、石綿による健康被害を被った被災労働者の迅速な救済を図ることを目的とする処分である一方、労働保険料

の認定決定（以下「保険料認定決定」という。）は、労働保険料を適正に徴収することを目的として行われる処分であることから、これらはそもそも目的を異にする別個独立した処分である。

したがって、本件審査請求において、本件支給決定の不当を主張し、争うことはできず、審査請求人の本件支給決定に関する主張は、本件審査請求の理由にならない。

なお、審理員の意見も結論としては上記と同旨であるが、本件支給決定については本件審査請求の対象でないから判断を差し控えるとした上、本件認定決定における労災保険率の計算には誤りはないとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 業務災害に係る保険給付及び特別遺族給付金の支給決定に対する事業主の不服申立て資格について

審査請求人は、事業主は自らの事業に係る業務災害に係る保険給付及び特別遺族給付金の支給決定（以下「業務災害等支給決定」という。）について不服申立てできないのであるから、保険料認定決定に対する不服申立てにおいて、前提となった業務災害等支給決定の違法を主張できないとするのは不当であると主張する。以下、この点に関して検討する。

不服申立てをすることができる「処分に不服がある者」とは、当該処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者をいうと解されるところ、徴収法及びその下位法令は、一定の規模以上の事業について、基準日までの3保険年度間の業務災害等支給決定の額の多寡に応じて増減させるなどの調整を加えた上で適用対象事業の事業主ごとに改定労災保険率を算出し、これに基づいて労働保険料を算出するものと定めている。したがって、事業主が、その事業につき業務災害等支給決定が行われると、これに応じて次々年度の労働保険料が増額するおそれが生じることになる。つまり、事業主は、業務災害等支給決定の法的効果により労働保険料が増額するという直接具体的な不利益を被るおそれがある。他方で、業務災害等支給決定がその違法を理由に取り消されれば、保険料認定決定は効力を失い、業務災害等支給決定の額は、当該事業主の次々年度以降の労働保険料の算定の基礎とはならず、これによる労働保険料の増額を免れることになるのである。以上の点からすれば、事業主は、業務災害等支給決定により、事業主の権利又は法律上保護された利益が侵害され、又は侵害され

るおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有する者というべきである。

## 2 保険料認定決定の取消しを求める審査請求において業務災害等支給決定の違法を主張できるかについて

(1) 本件においては、業務災害等支給決定が行われたことを前提として保険料認定決定が行われているが、業務災害等支給決定は、業務災害の被災労働者等に対して迅速かつ公正な保護をするため、被災労働者等の請求に基づき、業務災害の保険給付等の金額を確定させ、被災労働者等に対する業務災害の保険給付等を支給するという法的効果を有するものである。これに対し、保険料認定決定は、労働保険料を適正に徴収して労働保険の事業に要する費用に充てるため、事業主に対し、労働保険料の納付義務の金額を確定させ、事業主に対する労働保険料の納付を義務付けるという法的効果を有するものである。以上のことから、両処分は法的効果を異にした別個の処分であるといえることができる。

こうした仕組みにおいては、業務災害等支給決定に違法が存在する場合であっても、これが無効ではなく、かつ、取り消されていない限りにおいて、当該業務災害等支給決定は効力を有することから、当該業務災害等支給決定の存在を前提として保険料認定決定をすることになる。

したがって、業務災害等支給決定の違法の主張は、業務災害等支給決定の取消しを求める審査請求手続の中で審査請求期間を厳守して行うべきものであり、業務災害等支給決定が無効ではなく、かつ、取り消されていない場合には、当該業務災害等支給決定の違法を保険料認定決定に対する審査請求手続において取消事由として主張することはできないことになる。

(2) もっとも、上記(1)のように結論付けることができる前提としては、事業主が業務災害等支給決定に対して適時に審査請求をすることが可能であり期待できること、つまり、そうした手続保障が十全に用意されていることが不可欠である。この点に関し、本件事例が前提とする法的仕組みは、以下で述べるような問題を抱えているといわざるを得ない。

事業主は、災害の原因等を証明する義務を負い（労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）23条2項）、当該事業主の事業に係る業務災害等の保険給付の請求について所轄労働基準監督署長に書面で意見を申し出ることができる（同施行規則23条の2第1項）など、業務災害等支給決定がなされる事前手続に関与しており、また、通達では、

事業主が意見を申し出た場合には、所轄労働基準監督署長は業務災害等支給決定について当該事業主から照会があった場合に結果を説明する運用とされている（昭和62年基発第174号）。したがって、事業主は、業務災害等支給決定の状況を把握しやすい立場にあるということが認められる。

しかしながら、事業主に対して業務災害等支給決定が行われた旨の通知は法定されておらず、加えて、上記通達による結果の説明は、書面で意見を申し出た事業主から照会があった場合に限ってされるものであって、事業主に対する業務災害等支給決定の周知は甚だ不十分なものである。

しかも、従前の労働基準行政の実務では、事業主が業務災害等支給決定に対する審査請求を行うことができるかについて長らく消極に考えられてきた経緯があることも踏まえると、事業主が業務災害等支給決定の違法を争う機会が確保されていたと断言するのは困難である。

- (3) こうした手続保障の不備に鑑みると、本件においても、いわゆる違法性の承継を肯定して、保険料認定決定に対する審査請求手続において、業務災害等支給決定の違法を主張することを認めるという解釈を採ることも考えられるところである。しかしながら、次に述べる2つの理由から、違法性の承継に関しては、なお慎重に判断せざるを得ない。

現行の不服申立ての仕組みをみると、業務災害等支給決定に対する審査請求においては、審査に当たり専門的かつ技術的な知識が必要とされることから、審査請求は労働者災害補償保険審査官に対して行い、再審査請求は労働保険審査会に対して行うものと法律に特則が定められている。他方、保険料認定決定に対する審査請求については、そのような手当てはなされていない。したがって、仮に保険料認定決定に対する審査請求手続において、当審査会が業務災害等支給決定の適法性審査を行うこととする場合には、立法者が意図した専門的な体制の下での審査を受ける利益を損なうことになりかねない。

また、仮に保険料認定決定が業務災害等支給決定の違法を理由として取り消される場合には、当該保険料認定決定の取消しに伴い、当該業務災害等支給決定により給付を既に受けている被災労働者又はその遺族の利益を損ない、その地位を著しく不安定なものにすることになる。こうした場合には、授益的処分取消制限が妥当するという解釈論を採用することにより、被災労働者又はその遺族の不利益を回避すべきであるとも考えられるが、そうした取扱いがいまだ確立しておらず、なされる手続保障が十全で

ない以上、不服審査の過程における上記取消しには、なお慎重に解する必要を否定できない。

- (4) 以上のことから、保険料認定決定に対する審査請求手続で業務災害等支給決定の違法を主張することはできないとの結論を採ることはやむを得ないといわざるを得ない。

なお、本件支給決定を前提とすれば、本件認定決定の算定に誤りは認められない。

### 3 付言

事業主は、業務災害等支給決定に対して審査請求をすることができ、当該業務災害等支給決定の違法の主張はその手続の中ですべきであって、保険料認定決定の段階ではかかる主張は認められないとの結論は、業務災害等支給決定について事業主に明確な手続保障が認められて初めて十分な妥当性を持つものである。

現状においては、事業主が採るべき不服申立ての方法について明確にされているとはいえないのは、前記のとおりである。メリット制を導入して、業務災害等支給決定の結果を保険料認定決定に結合した際に、行政救済のルートに関する十分な検討なり、制度設計なりがなされておらず、そうした問題が本件審査請求の背景になっている点は、所管の行政機関において明確に認識する必要がある。

したがって、本件について、審査庁の判断の結論自体は是認せざるを得ないとはいえ、別個の処分であるからとの形式的な理由で簡単に結論付け、一方で事業主の不服申立てに係る手続保障の制度的不備を放置したまま何らの改善措置も講じないことは、行政機関の態度として妥当とはいえない。

事業主に明確な手続保障が認められないまま放置するのは、審査請求人を含む事業主の利益を損なうものであることから、例えば、業務災害等支給決定を行った旨を適用対象事業の事業主に通知する規定を法律に明記するなど、早期の制度的改善が望まれるところである。

### 4 まとめ

以上によれば、本件認定決定が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。



委 員 戸 谷 博 子  
委 員 伊 藤 洋 浩  
委 員 大 橋 一